

足利大学教育研究活動の不正行為等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、足利大学（以下「本学」という。）の教育研究活動における不正行為等が発生した場合の対応等について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この規程が対象とする不正行為等とは、本学の教職員が係わる次の行為をさす。

- (1) 研究活動での捏造、改竄、盗用
- (2) 本学が管理する資金の不正使用
- (3) (1)又は(2)に、その他の不正行為が絡んだもの
- (4) その他学長が調査を必要と認めたもの

(受付窓口)

第3条 本学の教職員、学生は不正行為等を発見した場合には、受付窓口に通報する。

- 2 受付窓口は、事務局庶務課とし、窓口責任者は庶務課長とする。
- 3 通報があった時、窓口責任者は速やかに学長に報告する。
- 4 学長は、副学長、事務局長と協議の上、受理の適否を判断する。
- 5 庶務課職員は、通報に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(予備調査の実施)

第4条 学長は受理した案件について、調査委員会設置の必要性を判断する予備調査を実施する。

- 2 予備調査は予備調査委員会が実施する。

(予備調査委員会)

第5条 予備調査委員会の委員は、学長が当年度の主任教授、専攻主任、図書館長、各種委員会委員長、事務局課長職にある者の中から通報者、被通報者と直接利害関係のない者を3名選び、そのうち1の名を委員長に指名する。

- 2 予備調査委員会は、通報者、被通報者の双方から事情を聞くなど、予備調査を実施し、調査委員会設置の必要性をできるだけ速やかに判断する。
- 3 予備調査に携わった者は、調査の内容を第三者に漏らしてはならない。
- 4 予備調査委員会の事務は、庶務課が行なう。

(予備調査の報告等)

第6条 予備調査委員会は、予備調査終了後、結果を学長に報告する。

- 2 学長は、予備調査の報告で調査委員会設置の必要性が認められなかった場合には、この

結果を通報者、被通報者に通知する。

3 学長は、予備調査の報告で調査委員会設置の必要性が認められた場合には、通報者、被通報者に通知して、調査委員会を設置する。

(調査委員会)

第7条 調査委員会は、予備調査委員会の委員及び学長が新たに指名する通報者及び被通報者と直接利害関係のない教職員3名以内によって構成される。但し、学長は、必要に応じ学外の専門家等を委員に加えるか又は臨時の委員とすることができます。

2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性を確保する観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

3 調査委員会の委員長は学長が指名する。

4 調査委員会は、通報者、被通報者の双方から事情を聞き、その他必要な調査を実施することにより、不正行為等があったかどうかの判断をすると共に、不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用された研究費等の相当額についての調査も実施し、認定を行う。

5 調査に携わった者は、調査の内容を第三者に漏らしてはならない。

6 調査委員会の事務は庶務課が行なう。

(調査委員会報告等)

第8条 調査委員会は調査終了後、学長に調査結果を報告する。

2 学長は不正行為等が行われていなかった場合は、通報者、被通報者にその結果を報告する。

3 学長は、重大な不正行為等が行われていた場合には、通報者、被通報者、教授会会員に報告し、理事長に対して懲戒等の必要な手続きを始めるよう要請する。

(調査への不服申し立て)

第9条 通報者及び被通報者は、調査の結果に不服がある場合は、結果が通知された日から10日以内に学長に不服を申し立てることができる。

2 学長は申し立てに合理的理由があれば、新たな調査委員会による再調査を命ずることができる。

(協力義務)

第10条 通報者、被通報者、教職員、学生は予備調査委員会、調査委員会からの調査協力要請があった場合には、誠実に協力しなければならない。

2 調査に協力した者は、調査の内容について第三者に漏らしてはならない。

(調査に係わる一時的措置)

第11条 学長は調査委員会を設置後、調査結果が報告されるまでの間、被通報者の教育研究経費等の支出を停止することができる。

(通報者の保護)

第12条 本学は通報者に対して、通報したことによって職務上、就学上、不利益な扱いを行なわない。

(悪意ある通報者への対応)

第13条 学長は、通報された事案が予備調査委員会又は調査委員会の調査によって、被通報者又は本学に対する悪意を持った通報と認められる場合には、通報者に対する懲戒等に必要な手続きを始めるよう理事長に要請することができる。

(例外)

第14条 この規程に定めのない事項については、学長が副学長、事務局長と協議して決定する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年1月16日より施行する。

この規程は、平成27年4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年4月 1日より施行する。